5) まちづくりとして有機的な働きをもたらす庁舎

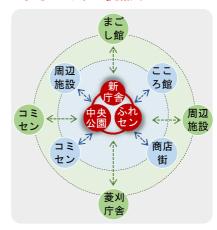
- ①まちづくりの拠点となる庁舎
- ②地域経済効果への貢献
- ③市民参加型の施設運営

① まちづくりの拠点となる庁舎

【基本的な考え方】

新庁舎は重要な都市施設の一つであり、シンボル的存在とな ■まちづくりの拠点イメージ り、地域経済、地域活動に与える影響も大きく、その位置から も地域活性化の役割も重要となります。まちづくりや生涯学習 活動などに取り組む市民やボランティア団体などが活動しや すい場と環境を提供することで、まちづくりの拠点となる庁舎 とします。このため、大口ふれあいセンターや中央公園等との 一体的、複合的利用を図り、施設の効果的な利用を促進するこ とで賑わいを創出し、地域活性化に寄与する庁舎とします。

また、各地区のコミュニティセンター等のまちづくりの核と なる施設等との連携も図ります。



【備える機能・配慮点】

- ・ まちづくり活動などに取り組む市民やボランティア団体などの活動や行政との交流に利用で きる会議室やミーティングスペース、展示スペースなどを計画します。
- イベント等で活用できるスペースの設置を検討します。

【導入機能・スペース(例)】

市民や団体等の活動スペース(ふれあいセンターの既存機能の再編及び複合利用:会議室、ダン ス練習室、トレーニング室、和室、調理実習室等)/図書館(ふれあいセンターの既存機能の再 編) /展示スペース (ふれあいセンターの既存機能の再編及び複合利用:展示ギャラリー、歴史 民俗鉄道資料館等) 等

②地域経済効果への貢献

【基本的な考え方】

新庁舎の建設にあたっては、地域産材を積極的に活用し地域産業の活性化を図ります。

【備える機能・配慮点】

内外装材や設備などに伊佐市産の木材を使用することなどを検討します。

③市民参加型の施設運営

【基本的な考え方】

市民や各種団体等が参加できる運営手法を検討し、市民参加型の新庁舎づくりを図ります。

【備える機能・配慮点】

新庁舎に備わる市民交流スペースや会議室、ミーティングスペース等の運営(利用受付・イベ ント企画等)に民間企業や市民団体等(新たに発足する団体を含む)が携わる等、市民や各種団 体が利用しやすく、市民参加型のまちづくりに寄与できる運営手法を検討します。